

届出と証明



1. おもな戸籍の届出
2. 住民基本台帳（住民票）の届出
3. 戸籍・住民票に関する証明
4. マイナンバー（個人番号）の通知・マイナンバーカードの交付
5. 公的個人認証サービス
6. 特別永住者証明書の更新手続き
7. 印鑑登録
8. 本人通知等制度
9. 昼休み窓口
10. 住民票の写し等の土日受け取り予約
11. 栄サービスセンター
12. 地下鉄駅長室（駅情報コーナー）取次ぎサービス

1. おもな戸籍の届出



区役所市民課、支所区民生活課

届書および添付書類の通数は、愛知県内の市区町村役場に届出をされるときは、各々1通です。
 なお、他県の市区町村役場に届出をされるときは、異なることがありますので、届出先にお問い合わせください。
 外国籍の方の戸籍の届出には、添付書類が異なる場合などがありますので、届出先にご相談ください。

こんなとき	届出期間	届出先	届出人	必要なもの	注意事項
赤ちゃんが生まれたとき 出生届	生まれた日から数えて14日以内	本籍地・届出人の所在地・生まれた場所いずれかの市区町村役場	父または母、同居者、出産に立ち会った医師・助産師・その他の人、それ以外の法定代理人の順	①届書（出生証明書欄に医師または助産師の証明が必要） ②母子健康手帳 ③同居所に国民健康保険加入者の方がいる場合は、その国民健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ※	子ども医療費助成の申請時には、お子さんの医療保険の資格確認書または資格情報のお知らせ※が必要です。 出生届と同時に赤ちゃんのマイナンバーカードの申請もできます。
結婚するとき 婚姻届	届出をしたときから効力があります。	夫もしくは妻の本籍地または所在地の市区町村役場	夫と妻	①届書（成人の証人2人の署名が必要） ②届出人を確認する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）	
死亡したとき 死亡届、死体埋・火葬許可申請	死亡の事実を知った日から数えて7日以内	死亡者の本籍地・届出人の所在地・死亡した場所いずれかの市区町村役場	同居の親族、その他の同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、同居していない親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者	①届書（死亡診断書欄に医師の証明が必要） ②後見人、保佐人、補助人または任意後見人が届出をする場合は登記事項証明書または裁判書の謄本 ③任意後見受任者が届出をする場合は登記事項証明書または任意後見契約にかかる公正証書 ④国民健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ（加入者のみ）※ ※届出時間：平日の時間外▶午後5時15分～午後10時、午後11時～翌午前8時45分 土日祝日年末年始の時間外▶午後5時～午後10時、午後11時～翌午前9時	①死亡届の手続きが終了しますと埋・火葬許可証をお渡しします。 ②平日及び土日祝日年末年始の時間外（夜間）の死亡届（埋・火葬許可証）の取扱いは、中区役所（☎241-3601 中区栄四丁目1-8）に限りします。
離婚するとき（協議離婚） 離婚届	届出をしたときから効力があります。	本籍地もしくは届出人の所在地の市区町村役場	夫と妻	①届書（成人の証人2人の署名が必要） ②届出人を確認する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）	①未成年の子がある場合には、夫婦の一方を親権者に定める必要があります。 ②婚姻により氏を改めた方は、離婚と同時にまたは離婚後3か月以内に別の届出を行うと婚姻中の氏をそのまま使えます。
離婚するとき（裁判離婚） 離婚届	裁判の確定（調停成立）した日から数えて10日以内	本籍地もしくは届出人の所在地の市区町村役場	離婚の訴えを提起した方	①届書 ②審判書もしくは判決書の謄本と確定証明書、または調停調書の謄本、和解調書の謄本、もしくは認諾調書の謄本	婚姻により氏を改めた方は、離婚と同時にまたは離婚後3か月以内に別の届出を行うと婚姻中の氏をそのまま使えます。
本籍を移すとき 転籍届	届出をしたときから効力があります。	転籍地または本籍地もしくは届出人の所在地の市区町村役場	戸籍の筆頭者と配偶者	届書	

※令和6年12月2日以降は健康保険証の新規発行が終了しているため、最新の取扱いについては、各制度のウェブサイト等をご確認ください。

名古屋市の暮らしの手続きガイド

スマートフォン・パソコン等から簡単な質問に答えると引っ越しや結婚などのライフイベントに必要な手続き・持ち物が事前に分かります。 <https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



「名古屋おしえてダイヤル」

052-953-7584

朝8時～夜9時

年中無休

※おかけ間違えのないようにお願いします。



2. 住民基本台帳(住民票)の届出

区役所市民課、支所区民生活課

虚偽の届出を防止するため、受付窓口では窓口に来られた方の本人確認を行っています。届出の際には、マイナンバーカード、運転免許証、旅券などをお持ちください。

こんなとき	届出期間	届出先	必要なもの	注意事項
市外から転入するとき 転入届 (住民異動届)	転入した日から14日以内	新しくお住まいになる区の区役所市民課または支所区民生活課	①転出証明書(マイナンバーカード利用による転出の場合は、転出証明書は不要ですがマイナンバーカードが必要です。) ②異動される方全員の在留カード、特別永住者証明書(外国人住民の方のみ) ③転入先の住所に国民健康保険加入者の方がいる場合は、その国民健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ※ ④異動される方全員のマイナンバーカード及び暗証番号	
市内で住所が変わった(市内他区へ転入する)とき 転入届 (住民異動届)	転入した日から14日以内	新しくお住まいになる区の区役所市民課または支所区民生活課	①前住所地で転出の手続きをした場合は転出証明書 ②異動される方全員の在留カード、特別永住者証明書(外国人住民の方のみ) ③国民健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者のみ)※ ④後期高齢者医療保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者のみ)※ ⑤子ども医療証、障害者医療証、ひとり親家庭等医療証、福祉給付金資格者証(お持ちの方のみ) ⑥介護保険証、負担割合証等(お持ちの方のみ) ⑦異動される方全員のマイナンバーカード及び暗証番号	国民健康保険に加入している場合は、前住所地の窓口でも手続きが必要な場合があります。
区内で住所が変わったとき 転居届 (住民異動届)	転居した日から14日以内	お住まいの区の区役所市民課または支所区民生活課	①異動される方全員の在留カード、特別永住者証明書(外国人住民の方のみ) ②国民健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者のみ)※ ③後期高齢者医療保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者のみ)※ ④子ども医療証、障害者医療証、ひとり親家庭等医療証、福祉給付金資格者証(お持ちの方のみ) ⑤介護保険証、負担割合証等(お持ちの方のみ) ⑥異動される方全員のマイナンバーカード及び暗証番号	
世帯主が変わったとき 変更届 (住民異動届)	変更した日から14日以内	お住まいの区の区役所市民課または支所区民生活課	国民健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者のみ)※	世帯を合併・分離したときも届出が必要です。
市外へ転出するとき 転出届 (住民異動届)	転出する日まで	お住まいの区の区役所市民課または支所区民生活課	①国民健康保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者のみ)※ ②後期高齢者医療保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ(加入者のみ)※ ③子ども医療証、障害者医療証、ひとり親家庭等医療証、福祉給付金資格者証(お持ちの方のみ) ④介護保険証、負担割合証等(お持ちの方のみ) ※転出証明書を交付します。	

※ご案内

○郵送で届出する場合
以下の書類をお送りください。

- ①転出届
- ②本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券など)の写し
- ③返信用封筒及び切手(マイナンバーカードによる転出の場合は不要)

○マイナンバーカードをお持ちの場合
引越しの30日前から、マイナポータルでオンラインによる転出届を行うことができます。
・申請者本人のマイナンバーカード(署名用及び利用者証明用電子証明書が有効なもの)が必要になります。
・転入届は、新しく住む市町村の窓口で、転出予定日から30日以内かつ転入日から14日以内に手続きが必要です。その他の詳細は、名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

○転出届に伴うその他の手続
国民健康保険に加入している場合、介護保険の要介護・要支援認定を受けている場合、児童手当を受けている場合などは、前住所地の窓口でも手続きが必要な場合がありますので、担当の部署にご確認ください。

※令和6年12月2日以降は健康保険証の新規発行が終了しているため、最新の取扱いについては、各制度のウェブサイト等をご確認ください。

オンラインによる転出届について

オンラインによる転出届の詳しい説明は、こちら(名古屋市公式ウェブサイト)をご覧ください。
<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000160124.html>



3. 戸籍・住民票に関する証明

区役所市民課、支所区民生活課

虚偽の申請を防止するため、受付窓口では窓口に来られた方の本人確認を行っています。申請の際には、マイナンバーカード、運転免許証、旅券などをお持ちください。

★戸籍に関する証明

種類	内容	申請先	手数料 (※本市の場合)
※1 戸籍全部(個人) 事項証明書(戸籍謄(抄) 本)	戸籍に記録されたものを全部(一部) 写したもの	※2 本籍地の市区町村役場	1 通 450 円
※1 除籍全部(個人) 事項証明書(除籍謄(抄) 本)	除籍に記録されたものを全部(一部) 写したもの	※2 本籍地の市区町村役場	1 通 750 円
※1 改製原戸籍謄(抄) 本	改製原戸籍に記録されたものを全部(一部) 写したもの	※2 本籍地の市区町村役場	1 通 750 円
※1 戸籍(除籍) 電子証明書提供用識別符号	戸籍(除籍) 電子証明書を識別することができるよう付される符号 ※戸籍(除籍) の内容が記載されるものではありません ※戸籍(除籍) 電子証明書そのものを発行することはできません	※2 本籍地の市区町村役場	1 通 400 円 (除籍 700 円)
戸籍・除籍一部事項証明書	電算化された戸(除) 籍記録事項中、必要事項のみ証明したもの	本籍地の市区町村役場	1 通 450 円 (除籍 750 円)
戸籍・除籍記載事項証明	戸(除) 籍記載事項のうち必要事項のみ証明したもの	本籍地の市区町村役場	1 件 350 円 (除籍 450 円)
受理証明書	戸籍の届出が受理されたことを証明したもの(特別様式のものもあります)	届書を提出した市区町村役場	1 通 350 円 (特別様式 1,400 円)
戸籍の附票の写し	本籍地で住所を証明したもの	※2 本籍地の市区町村役場	1 通 300 円
身元証明書(代理申請—本人の委任状必要)	破産・禁治産・準禁治産の宣告の有無、および後見の登記の通知の有無を証明したもの ※「身分証明書」の名称で取り扱っている機関もあります	※2 本籍地の市区町村役場	1 通 300 円

注 他人の戸籍に関する証明は、正当な理由がなければ交付できません。

※1 戸籍に記載されている方またはその配偶者、直系血族の方の戸籍全部事項証明書・除籍全部事項証明書・戸籍謄本・改製原戸籍謄本・戸籍(除籍) 電子証明書提供用識別符号は、マイナンバーカードや運転免許証等で本人確認ができれば本籍地以外の市区町村でも申請できます。(広域交付)

※2 名古屋市内に本籍のある方は、お近くの区役所・支所で申請できます。

★住民票に関する証明

種類	申請先	手数料
※住民票の写し	お近くの区役所市民課・支所区民生活課	1 通 300 円
住民票記載事項証明		
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	対象者の住民票の住所地の区役所市民課(支所管内は支所区民生活課)	10 人ごとに 300 円

注 他人の住民票の写し・住民基本台帳の一部の写しの閲覧等は、正当な理由がなければ交付・閲覧できません。詳しくは区役所市民課・支所区民生活課へおたずねください。

※ 本人と同一世帯の方の住民票の写しについては、マイナンバーカードや運転免許証等で本人確認ができれば住所地以外の市区町村でも申請できます。手数料は市区町村ごとに異なります。(広域交付)

※ マイナンバーが記載された住民票の写しを代理の方が申請する場合は、マイナンバーが記載された住民票の写しの申請を委任する旨が記載された委任状が必要です。また、住民票の写しは、代理の方に窓口で交付せず、後日、ご本人の住民票の住所地あてに送付します。

★電子申請による請求

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンで住民票の写しや戸籍の証明書を請求できます。

請求された証明書は、住民登録のある住所へ郵送でお届けします。

必要なもの ①署名用電子証明書が有効なマイナンバーカード
②マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン
③クレジットカード

手続きの流れ ①申請ページから電子申請システムにログインし、申請ページに必要な情報を入力してマイナンバーカードによる電子署名を行い、オンラインで決済していただき申請します。
②申請された証明書は、証明書交付センターで発行処理を行い、住民登録のある住所あてに郵送します。

手続きの詳細及び申請ページは、こちら(名古屋ウェブサイト)をご覧ください。

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000115982.html>



★郵便等による請求

戸籍に関する証明および住民票に関する証明は、いずれも郵便等による請求ができます。

申請方法

- ① 申請書（※ 1）、往信用・返信用封筒を用意する。
- ② 郵便局の窓口で必要な手数料分の「定額小為替」を購入する。
- ③ 往信用および返信用の切手を購入する。
- ④ 申請書、往信用・返信用封筒に必要事項を記入する。
- ⑤ 往信用封筒に申請書、定額小為替（※ 2）、返信用封筒、返信用切手および本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写しを入れて発送する。

本人等以外の方（戸籍に関する証明の場合は戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系血族の方以外の方。住民票に関する申請の場合は同一世帯以外の方）からの申請の場合は、別途申請理由や疎明資料の提出が必要な場合があります。

※ 1 お手持ちの便せんなどに必要事項をご記入いただいたもので請求することができます。また、本市公式ウェブサイトからダウンロードもできます。

※ 2 定額小為替の送付につきましては、おつりの無いようにご用意ください。

○証明書交付センターで取り扱う証明書

申請先 証明書交付センター

〒456-8502 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号 ☎683-9532

種類	手数料
住民票の写し	1通300円
住民票記載事項証明	
戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄（抄）本）	1通450円
除籍全部（個人）事項証明書（除籍謄（抄）本）	1通750円
改製原戸籍謄（抄）本	1通750円
戸籍の附票の写し	1通300円
身元証明書	
独身証明書	
婚姻要件具備証明書 ※戸籍全部事項証明書を示して本籍地を管轄する法務局でも取得することができます。提出先の国によっては、名古屋市が発行する証明書では認められない場合があります。	

○区役所市民課・支所区民生活課で取り扱う証明書

申請先 各区役所市民課・各支所区民生活課

種類	手数料
不在住・不在籍証明書	1通300円
戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号	1通400円（除籍700円）
戸籍・除籍一部事項証明書	1通450円（除籍750円）
届書等情報内容証明書（届書記載事項証明書）	1通350円
受理証明書	1通350円又は1,400円
戸籍・除籍記載事項証明書	1件あたり350円（除籍450円）
告知書（廃棄済証明、焼失証明など）	—
理由書	

※転出証明書につきましては、住所地の区役所市民課または支所区民生活課へご請求ください。

4. マイナンバー（個人番号）の通知・マイナンバーカードの交付

☎ 区役所市民課、支所区民生活課

★マイナンバー（個人番号）の通知

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての方に指定されるもので、出生等で新たに住民登録された方に対し、文書（個人番号通知書）により通知されます。

※マイナンバー（個人番号）は、社会保障・税・災害対策の行政手続で申請書等に記載を求められることがありますので、個人番号通知書は紛失しないよう大切に保管してください。

※個人番号通知書は、転送不要の簡易書留で住所（住民登録地）に郵送されます。

★マイナンバーカードの交付を受けたいとき

申請方法 郵送による申請

マイナンバーカード交付申請書（住所地の区役所・支所の窓口でお受け取り下さい）に必要事項を記入し、下記の宛先に郵便にてお送りください。

宛 先

〒219-8650
日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター 宛

※その他、スマートフォンや証明用写真機からも申請出来ます。詳細は国の公式サイト（<https://www.kojinbango-card.go.jp>）をご覧ください。

★マイナンバーカードの交付

マイナンバーカード交付申請後、お住まいの区役所（もしくは支所）から交付通知書が送付されます。

交付通知書に記載された交付場所に、以下の書類をお持ちのうえご来庁ください。

注）交付通知書は、転送不要で郵送されます。

受け取りは原則申請者ご本人に限ります。

※申請者が15歳未満の方または成年被後見人の場合は、その法定代理人が、ご本人に同行のうえ、窓口へご来庁ください。

必要なもの

- ① 交付通知書（ハガキ）
- ② 通知カード（お持ちの方のみ）
- ③ 本人確認ができる書類（運転免許証、旅券、在留カードなど）
- ④ 法定代理人が受け取りされる場合は、資格を証明する書類（同一世帯または本籍が名古屋市内の場合は省略可）
- ⑤ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ⑥ 手数料 1,000 円（再交付の場合、現金のみ）
電子証明書が不要な場合 800 円

★マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 ☎0120-95-0178

開設時間 平日 9 時 30 分～20 時 00 分

土日祝 9 時 30 分～17 時 30 分（年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

●マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付けます。

●外国語での対応をご希望の方は、0120-0178-27 におかけください。

5. 公的個人認証サービス

☎ 区役所市民課、支所区民生活課

オンライン手続き時などに、他人による「なりすまし」や「改ざん」を防ぐための機能を、住民基本台帳に記録されている方に提供するものです。

このサービスを希望される方には、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」を発行し、マイナンバーカードへ格納します。

署名用電子証明書

e-tax などの確定申告など、インターネット等で電子文書を作



成・送信する際に、文書が改ざんされていない真性なものであるかを証明することができます。

利用者証明用電子証明書

インターネットサイト（マイナポータル）へログインする際に、利用者が本人であることを証明することができます。

★電子証明書の発行を受けたいとき

電子証明書はマイナンバーカードと同時に申請できます。マイナンバーカード申請時に電子証明書を希望しなかった場合の申請方法は以下のとおりです。

申請先 お住まいの区の区役所市民課または支所区民生活課
申請者 本人または代理人

- 必要なもの**
- ①マイナンバーカード
 - ②本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）
 - ③手数料 200 円（マイナンバーカードの再交付に伴う場合、現金のみ）
- ▼代理人が申請される場合は、上記に併せて以下の書類
- ④代理人の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）
 - ⑤委任状

発行の流れ

申請後、本人あてに照会書（回答書）を送付します。回答書に必要事項を記入し、窓口にお持ちください。

なお、次の書類の提示により本人であることが確認できた場合には、その場で電子証明書を発行します。

マイナンバーカード（住民基本台帳用暗証番号の入力が必要です）、運転免許証、旅券、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書（本人の写真が貼り付けられたもので、偽造防止措置がされたものに限る。）

6. 特別永住者証明書の更新手続き

☎ 区役所市民課、支所区民生活課

「特別永住者」の在留資格をお持ちの方は、お住まいの区の区役所もしくは支所で申請を行う必要があります。

申請期間 有効期間満了日の2ヶ月前から有効期間満了日まで（有効期間満了日が16歳の誕生日となっている場合は、有効期間満了日の6ヶ月前から有効期間満了日まで）

※外国人登録証明書をお持ちの方は、申請期間前でも申請を行うことができます。

申請先 お住まいの区の区役所市民課または支所区民生活課
必要なもの

- ①特別永住者証明書または外国人登録証明書
- ②旅券（お持ちの方のみ）
- ③写真1枚（6ヶ月以内に撮影したもの。縦4cm×横3cm、正面無帽無背景）

※「特別永住者」以外の在留資格をお持ちの方は、各地方入国管理局で在留カードの更新手続きを行う必要があります。詳しくは、**外国人在留総合インフォメーションセンター**（☎0570-013-904、年末年始を除く平日8:30～17:15まで受付）にお問い合わせください。

7. 印鑑登録

☎ 区役所市民課、支所区民生活課

★印鑑登録をしたいとき…印鑑登録申請

申請先 お住まいの区の区役所市民課または支所区民生活課
申請者 本人または代理人

- 必要なもの**
- ①登録を受けようとする印鑑
 - ②代理人が申請される場合は、委任状または代理権授与通知書
 - ③本人確認ができる書類

印鑑登録手帳の交付

登録申請後、本人あてに照会書（右半分は回答書）を送付します。回答書に必要事項を記入し、登録印鑑を押印して窓口にお持ちください。

なお、本人が窓口に来ており次の書類の提示により本人確認ができた場合には、その場で印鑑登録手帳をお渡しします。

マイナンバーカード、運転免許証、日本国旅券、在留カード（写真つき）、特別永住者証明書（写真つき）、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼り付けられたものに限る。）など。ただし、発行の日から10年を経過しているものは、[各種健康保険被保険者証、各種健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、各種年金手帳、各種年金証書、基礎年金番号通知書]のうちいずれかの書類の合計2点が必要になります。

注意事項

- ①登録できる印鑑
 - ②陰影の大きさは、一辺の長さが7mmを超え、また25mmを超えない正方形におさまるもの
 - ③住民票に記録されている「氏名」「氏」「名」及び「旧氏」または「氏」「名」「旧氏」の一部を組み合わせた文字で彫られたもの
- ※ただし、組み合わせによって、登録ができない場合もありますので、あらかじめ区役所市民課または支所区民生活課へおたずねください。

※欠けた印鑑や三文判などの大量生産印は避けてください。

※「旧氏」を使用した印鑑の登録には、住民票に「旧氏」が記載されていることが必要です。

②印鑑登録を受けることができない方

●15歳未満の方 等

※印鑑登録をしている方が、市内で住所が変わった場合、現在ご登録いただいている印鑑登録手帳をお手続きすることなく、継続してご利用いただけます。

★印鑑登録証明書

申請先 区役所市民課または支所区民生活課（住所地以外の区役所・支所へも申請することができます。）

申請者 本人または代理人
必要なもの 印鑑登録手帳（登録印鑑および委任状は必要ありません。）、本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）

手数料 1通 300 円

- 注意事項**
- ①印鑑登録手帳がないと印鑑登録証明書は取れません。大切に保管してください。
 - ②窓口にて登録者本人の住所、氏名又は旧氏及び名、生年月日を申請書にご記入いただきます。
 - ③郵便等での請求はできません。

8. 本人通知等制度

☎ 区役所市民課、支所区民生活課

住民票や戸籍の証明書の不正取得を防止・抑止するため、第三者などに証明書を交付した場合に、事前に登録した方へ、その事実の通知・証明を行います。

申請先 住所・本籍のある（あった）区の区役所市民課または支所区民生活課

申請者 本人又は代理人
必要なもの

- ①本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）
- ②法定代理人が申請される場合は、資格を証明する書類
- ③任意代理人が申請される場合は、委任状及び委任者の本人確認ができる書類（写し可）

注意事項 証明書を交付した第三者などの個人に関する情報は通知・証明されません。



9. 昼休み窓口

☎ 区役所市民課、支所区民生活課

区役所・支所では、昼休み窓口を開設しています。ただし、限られた職員で行いますので、通常の取り扱いより時間がかかったり、業務内容によっては午後 1 時までお待ちいただくこともありますのでご了承ください。

受付日時 月曜日～金曜日 正午～午後 1 時

取扱業務 転入・転出届等の受付およびこれらに関連する業務、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄（抄）本）など

10. 住民票の写し等の土日受け取り予約

☎ 区役所市民課

あらかじめ予約いただくことで、土曜日及び日曜日等にお住まいの区の区役所の時間外窓口で証明書を受け取ることができます。

取扱証明書

住民票の写し及び印鑑登録証明書
（予約・受け取りともに本人に限ります。）

受け取りが可能な日

土曜日、日曜日の 9:00～12:00 及び 13:00～17:00（連続した休日を含み、年末年始及び日曜窓口実施時間を除きます。）

インターネット予約の受付

受け取りを希望日の前週金曜日から直前の木曜日までに専用の予約フォームから予約してください。（金曜日が休日の場合などは、取り扱いが異なります。詳細は市ウェブサイトをご確認ください。）

電話予約の受付

受け取り希望日の、直前の金曜日の 9:00～11:30 及び 13:00～17:00 までにお住まいの区の区役所市民課にお電話ください。（金曜日が休日の場合は直前の休日でない日）

お持ちいただくもの

手数料（現金のみ）、本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）、印鑑登録手帳（印鑑登録証明書を申請した場合のみ）

インターネットによる住民票の写し等の予約について詳しい説明は、こちら（名古屋市公式ウェブサイト）をご覧ください。
<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000167218.html>



11. 栄サービスセンター

☎ 栄サービスセンター

☎951-0361

栄サービスセンターでは次の証明書の即時交付および取次ぎを行っています。

①住民票の写し ②印鑑登録証明書

③戸籍（現在戸籍に限る）全部・個人事項証明書（戸籍謄抄本）
※名古屋市内の住所・本籍のものに限ります。

※マイナンバーが記載された住民票の写しを代理の方が申請する場合は、マイナンバーが記載された住民票の写しの申請を委任する旨が記載された委任状が必要です。また、住民票の写しは、代理の方に窓口で交付せず、後日、ご本人の住民票の住所地あてに送付します。

※死亡により除かれた住民票の写しの請求には相続人であることがわかる戸籍等の提示が必要です。

取扱時間 ○平日

	住民票の写し 印鑑登録証明書	戸籍全部・個人事項証明書 (戸籍謄抄本)	
8:00			8:00
9:00	取次ぎ(注1)	—	9:00
17:00	即時交付	即時交付	17:00
19:00	取次ぎ(注2)	—	19:00

必要なもの

●窓口で申請する方の本人確認ができる書類
（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）

- 委任状（代理の方が住民票の写しを申請される場合のみ）
- 印鑑登録手帳（印鑑登録証明書を申請される場合のみ）
- 手数料（取次ぎは現金のみ）

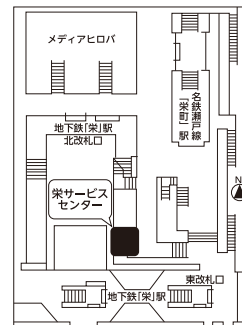
取扱時間 ○土曜日

	住民票の写し 印鑑登録証明書	戸籍全部・個人事項証明書 (戸籍謄抄本)	
8:00			8:00
9:00	取次ぎ(注1)	—	9:00
15:00	即時交付	取次ぎ(注2)	15:00
19:00	取次ぎ(注2)	—	19:00

注1 当日の 13:00 以降に交付。
2 直後の開所日の 13:00 以降に交付。

休所日：日曜日、祝日（振替休日を含む）、年末年始

場所 栄地下街 名鉄瀬戸線
「栄町」駅改札口南



12. 地下鉄駅長室（駅情報コーナー）取次ぎサービス

☎ 栄サービスセンター

☎951-0361

地下鉄駅の駅長室（駅情報コーナー）では次の証明書の取次ぎを行っています。

①住民票の写し ②印鑑登録証明書

※名古屋市内の住所のものに限ります。

※マイナンバーが記載された住民票の写しを代理の方が申請する場合は、マイナンバーが記載された住民票の写しの申請を委任する旨が記載された委任状が必要です。また、住民票の写しは、代理の方に窓口で交付せず、後日、ご本人の住民票の住所地あてに送付します。

取扱場所

高畑、名古屋（東山線に限る）、伏見、千種、今池、池下、本山、星ヶ丘、一社、藤が丘、金山、上前津、矢場町、久屋大通、名古屋城、黒川、大曾根、八事、新瑞橋、熱田神宮伝馬町、東海通、庄内緑地公園、浄心、丸の内、鶴舞、御器所、原、太閤通、野並及び徳重の各地下鉄駅の駅長室（駅情報コーナー）

取扱時間等

- 1 取扱時間は年末年始（12/29 から翌年 1/3）を除く午前 8 時から午後 8 時 30 分までです。
- 2 証明書が交付できるのは、申請書を受け付けた時間帯により次のとおりです。

曜日	申請書の受付	証明書の交付開始日	
月曜日～金曜日	8:00～12:00 12:00～20:30	当日 翌日	17:00 以降
土曜日	8:00～12:00 12:00～20:30	当日	
日曜日	8:00～20:30	月曜日	

※表中の証明書の交付開始日が栄サービスセンターの休所日（日曜日・祝日・年末年始）にあたる場合は、翌開所日の 17:00 以降です。

必要なもの

- 窓口で申請する方の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）
- 委任状（代理の方が住民票の写しを申請される場合のみ）
- 印鑑登録手帳（印鑑登録証明書を申請される場合のみ）
- 手数料（現金のみ）

※住民票の写しの交付申請について、地下鉄駅長室においては、申請できる方が、

- (1) ご本人または同一世帯の方
- (2) ご本人に頼まれた場合で、委任状をお持ちいただいている方に限られます。

※証明書を交付できるのは、申請書の受付日以降 14 日以内です。
※死亡により除かれた住民票の請求はできません。区役所・支所もしくは郵送請求をご利用ください。